

平成23年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成23年 3月2日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年3月2日 午後1時00分			日 高 直 幸		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年3月2日 午後2時00分			日 高 直 幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	出席 12人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 1人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 議員	1番	須藤 信一郎		2番	原 哲 也	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出 欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成23年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月2日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第21号 平成23年度鞍手町一般会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

- 日程第25 議案第25号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費  
特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成23年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第31 発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例

平成23年3月2日（第1日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

只今から平成23年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

先ず町長より提出されています、平成23年度施政方針とその資料。

第4次鞍手町総合計画後期基本計画及び正誤表。

監査より提出されています、月例現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において1番議員 須藤信一郎君及び2番議員 原 哲也君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月17日までの16日間に決定いたしました。

次に進みます。

日程第3 議案第3号から日程第11 議案第11号までの9件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第3 議案第3号から 日程第11 議案第11号までの9件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第3号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。本条例は、第5次鞍手町行財政改革の改革項目を実施するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第4 議案第4号は、鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例であります。本条例は、第5次鞍手町行財政改革の改革項目を実施するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第5 議案第5号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い条例の一部を改正するものです。なお、現在、本町においては、対象となる非常勤職員は在職していないことを申し添えておきます。

次に、日程第 6 議案第 6 号は、鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議会議員の報酬を減額するため条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 7 議案第 7 号は、鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、特別職の職員で非常勤の者の報酬を減額するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 8 議案第 8 号は、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、町長、副町長、教育長の給与を減額するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 9 議案第 9 号は、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、第 5 次鞍手町行財政改革の改革項目を実施するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 10 議案第 10 号は、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、議案第 9 号 鞍手町職員の旅費に関する条例の改正に伴い、改正内容の整合性を図るため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 11 議案第 11 号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例が引用している障害者自立支援法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

以上、日程第 3 議案第 3 号から 日程第 11 議案第 11 号までの 9 件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第 12 議案第 12 号から日程第 20 議案第 20 号までの 9 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 柴田 好輝君

日程第 12 議案第 12 号から 日程第 20 議案第 20 号までの 9 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 12 議案第 12 号は、平成 22 年度鞍手町一般会計補正予算（第 7 号）でありま

す。

本補正予算は、国の補正予算1号に伴う住宅耐震改修等緊急促進事業費の追加、住民生活に光をそそぐ交付金の交付限度額の増額による事業費等の追加、及び下水道事業に係る過疎債への振り替えに伴う下水道事業特別会計への繰出金の追加、並びに歳出執行残の減額、地方債等の補正要因について調整しております。

これらの財源といたしまして、現時点で確定している国・県補助金、町税、負担金、地方債等を充て、歳入歳出それぞれ43,283千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,623,573千円といたしました。

なお、住宅耐震改修等緊急促進事業、きめ細かな交付金対象事業、住民生活に光をそそぐ交付金対象事業のうち、施設整備に係る事業費については翌年度へ繰り越します。

以上が、補正予算第7号の概要であります。

次に、日程第13 議案第13号は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、歳出で、総務費の追加、共同事業拠出金及び保健事業費における特定健康診査等事業費の減額などの補正要因について、関係項目を調整し、歳入歳出それぞれ5,330千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,232,613千円といたしました。

以上が、補正予算第4号の概要であります。

次に、日程第14 議案第14号は、平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、歳出で、医療諸費の減額及び諸支出金の追加、歳入で、支払基金交付金、国庫支出金、諸収入などを追加し、歳入歳出それぞれ820千円を減額、予算総額を歳入歳出それぞれ6,539千円といたしました。

なお、本特別会計は、平成23年3月末で閉鎖し、新年度からは一般会計に移行する予定であります。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に、日程第15 議案第15号は、平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入で後期高齢者医療保険料の追加及び繰入金金の減額などにより、歳入歳出それぞれ2,543千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ203,130千円といたしました。

以上が、補正予算第2号の概要であります。

次に、日程第16 議案第16号は、平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、貸付金の繰上償還を一般会計の諸収入として処理していましたが、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の指導により、起債の償還に充てることとし、歳入歳出それぞれ1,816千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,167千円といた

しました。

以上が、補正予算第1号の概要であります。

次に、日程第17 議案第17号は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、単独事業に係る下水道事業債を過疎債に振り替え、一般会計からの繰入金を調整したもので、歳入歳出予算総額745,515千円に変更はありません。

以上が、補正予算第4号の概要であります。

次に、日程第18 議案第18号は、平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、建設改良事業費の執行残による減額に伴う収入及び支出の調整を行った結果、収入では企業債252,000千円を減額、支出では建設改良費294,686千円を減額しています。

なお、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正はありません。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に、日程第19 議案第19号は、平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、医業収益、医業外収益、医業費用など、収支等の調整や不納欠損処理を行った結果、収入の総額を2,746,011千円、支出の総額を2,680,036千円とし、収支差引65,975千円の利益を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、特別利益を追加し、収入総額を106,157千円としています。

支出予算の補正はありません。

なお、収支差引不足額93,071千円については、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に、日程第20 議案第20号は、平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、施設運営事業費、施設運営事業外収益など、収入の調整や不納欠損処理を行った結果、収入の総額を340,742千円、支出の総額を332,931千円とし、収支差引7,811千円の利益を計上いたしております。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

以上、日程第12 議案第12号から 日程第20 議案第20号までの9件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第21 議案第21号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第21 議案第21号については、平成23年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成にかかる背景と重点施策及び、編成内容の概略にふれながら施政方針を申し述べます。

まず、はじめに国の予算等の状況を申し上げます。

平成23年度国の本予算は、政権交代後、新政権がゼロから取り組む最初の本予算であります。

皆様、ご存知のように政局が混沌とし、先行きが極めて不透明な状況にありますが、一般会計予算9兆4千116億円、前年度に比べ0.1%増で、今国会に提案されています。

国の地方財政対策については、依然として、大幅な財源不足が生じるものと見込まれている中、地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本とされています。

これにより、平成23年度地方財政の歳入歳出規模は、総額で8兆5千200億円、前年度に比べて0.5%の増と見込まれています。

以上が、国が示した平成23年度予算の基本方針及び地方財政対策の基本的な方向性です。

このような状況を踏まえ、本町の平成23年度の予算編成は、本年度策定した第4次総合計画後期基本計画の実現に向けて、所要の予算措置を行っております。

皆様のお手元には、その第4次総合計画後期基本計画を配布しています。

依然として、厳しい財政状況を立て直し、健全な財政運営を実現するため、行財政改革プランを策定しましたが、早期実現可能なものは当初予算に反映しています。

さらに、特別職の給与及び議会議員等の報酬額につきましても、特別職報酬等審議会の答申内容を加味いたしております。

これらの諸条件を勘案し、歳入については、現時点で確保できるものを全て計上いたしましたが、歳出に対する財源不足133,210千円については、財政調整基金からの繰入金で調整しています。

その結果、平成23年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ6,006,268千円としています。

これは、平成22年度の当初予算5,860,682千円と比較しますと2.48%の増、金額にして145,586千円の増額となっています。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成23年度当初予算を編成しています。



当会期中に提案する関連議案とともに、ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願ひいたします。

平成23年度一般会計予算の提案にあたり、その概要を申し述べ、提案説明といたしますが、詳細につきましては、企画財政課長に説明させます。

まず、歳出では、1款 議会費は、平成22年度当初予算額と比較して25,877千円増となる118,632千円を計上しています。

増額となった主な要因は、議員報酬については、報酬審議会の答申を受け、5%減額改定しており、共済費を除く報酬及び期末手当の合計で2,388千円が減額となっていますが、平成23年度から議員年金制度が廃止されることに伴い、暫定措置による一時金等の支払財源が不足することから、その財源を地方自治体が負担することとされているため、共済費で26,640千円増となったことによるものです。

2款 総務費は、平成22年度と比較して204,043千円減となる719,206千円を計上しています。1項 総務管理費 1目の一般管理費では、前年度より123,180千円、少ない335,205千円を計上しています。

減額となった主な要因は、定年退職者数が平成22年度の7名に対し、平成23年度は3名であるため、退職手当が112,368千円減額となったことなどによるものです。

10目 電算管理費では、電算システム更新に伴い、新旧電算システムが6月間並行稼働することとなり、保守点検等委託料及び電算機使用料等で26,972千円増となる118,446千円を計上しています。

4項 選挙費では、平成23年度は県知事及び県議会議員選挙、並びに鞍手町議会議員選挙が実施されますので、所要額を計上しています。

3款 民生費は、平成22年度と比較して131,637千円増となる2,194,888千円を計上しています。

増額となった主な要因は、民生費のうち1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費で、後期高齢者医療療養給付費で15,515千円、国民健康保険特別会計繰出金で8,633千円などが増となり、平成22年度と比較して21,315千円増となる410,825千円となったことによるものです。

次に、3目 老人福祉総務費では、対象者数の減員により老人保護措置委託料で1,949千円減額となりましたが、職員給与費の増加で平成22年度と比較して3,604千円増となる93,467千円となっています。

次に5目 介護保険事務費は、平成22年度と比較して10,707千円増となる270,916千円を計上しています。

増額となった主な要因は、介護保険広域連合負担金が、平成22年度と比べ9,983千円増となったことによるものです。

次に6目 重度障害者医療対策費は、平成22年度と比較して12,736千円増となる67,690千円を計上しています。増額となった主な要因は、扶助費が12,696千円

増となったことによるものです。

次に11目 障害者自立支援費は、平成22年度と比較して6,595千円減となる274,954千円を計上しています。

次に12目 老人保健医療費は、老人保健法の廃止に伴い、平成22年度をもって老人保健特別会計が廃止されることから、その後に発生した場合の老人保健に関する諸費用については、老人保健特別会計ではなく、一般会計に新たに設けたこの予算科目において処理されることとなります。平成23年度は、515千円を計上しています。

次に2項 児童福祉費 6目 児童措置費は、平成22年度に創設された子ども手当のうち3歳未満については、平成23年度から2万円に増額されることになっており、その増額分などを含めて平成22年度と比較して41,144千円増となる307,472千円を計上しています。

次に7目 乳幼児医療対策費は、平成22年度と比較して14,851千円増となる42,565千円を計上しています。

増額となった主な要因は、医療費が伸びたことによる扶助費の増額によるものです。

次に5項 人権推進事業費については、職員給与費に係る減額分があるものの、男女共同参画の推進に伴う問題解決の相談委員としての報酬や周知活動として講演会を実施するための所要額36,292千円を計上しています。

4款 衛生費は、平成22年度と比較して100,976千円増となる790,209千円を計上しています。

1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費は、平成22年度と比較して85,737千円増となる262,313千円を計上しています。

増額となった主な要因は、町立病院の医療機器整備に伴う事業費の一部について、過疎債70,600千円を充てることなどから、前期分繰出金が平成22年度と比較すると86,676千円増となる199,919千円となっています。

なお、平成23年度の病院事業への繰出金総額は329,371千円になっており、後期分につきましては財源の状況を考慮しながら補正で対応させていただきます。

次に2目 予防費は、平成22年度と比較して17,110千円増となる35,634千円を計上しています。

増額となった主な要因は、本年1月の臨時議会で議決いただきました子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進事業について、平成23年度においても継続して行うこととしていることから、その委託料が12,354千円増額となったことによるものです。

5款 労働費は、平成22年度と比較して15,152千円増となる44,680千円を計上しています。

増額となった主な要因は、平成23年度までとされている緊急雇用創出事業臨時特例基金事業について、最終年度として事業委託料20,772千円などを計上したことによるものです。

6 款 農林水産事業費は、平成 22 年度と比較して 6, 799 千円増となる 93, 124 千円を計上しています。

増額となった主な要因は、2 項 林業費、2 目 林業振興費において、荒廃森林再生事業に取り組むため、工事費 7, 128 千円を含む事業費 8, 811 千円が新たに増額となったことによるものです。

7 款 商工費は、平成 22 年度と比較して 6, 381 千円減となる 42, 968 千円を計上しています。

増額となった主な要因は、1 目 商工総務費で、職員給与費等で 1, 404 千円、2 目 商工振興費で、国の公共交通政策の変更に伴う鞍手町地域公共交通活性化協議会に対する負担金が、5, 256 千円減となったことなどによるものです。

8 款 土木費は、平成 22 年度と比較して 129, 232 千円増となる 491, 697 千円を計上しています。

2 項 道路橋梁費では、隔年度で実施される急傾斜地崩壊対策に伴う事業費を平成 23 年度は、15, 000 千円計上しています。

3 項 河川費では、ため池等整備事業の県負担金として 17, 590 千円計上しています。

6 項 都市計画費では、1 目 都市計画総務費で、インターチェンジ関連の予算が減額となりますが、2 目 下水道総務費で、下水道事業債の過疎債への振替分を年度当初から計上することから、流域関連公共下水道事業特別会計繰出金が、平成 22 年度と比較して 115, 627 千円増となり、平成 23 年度は 298, 573 千円を計上しています。

9 款 消防費は、平成 22 年度と比較して 13, 475 千円増となる総額 318, 518 千円を計上しています。

増額となった主な要因は、1 目 常備消防費において、直轄広域消防本部において大型タンク車の買い換えが計画されていることから、負担金が平成 22 年度と比較して 9, 298 千円増となり 280, 331 千円となったことと、2 目 非常備消防費において、防災無線の整備に伴う設計委託料 4, 951 千円の計上をおこなったため、平成 22 年度と比較して 4, 338 千円増となる 32, 538 千円となったことなどによるものです。

10 款 教育費は、平成 22 年度と比較して 66, 195 千円減額となる 446, 596 千円を計上しています。

1 項 教育総務費では、平成 22 年度と比較して 1, 550 千円減となる 98, 514 千円を計上しています。

なお、第 4 次総合計画後期計画及び第 5 次行財政改革プランで掲げられています小中学校統廃合に関わる予算として、小中学校統合整備計画策定に伴う委員報酬等を事務局費に計上しています。

2 項 小学校費では、剣南小学校及び新延小学校の校舎耐震補強工事費 38, 055 千円などを含む 104, 263 千円を計上しています。これは、平成 22 年度と比較して 43, 170 千円の増となっています。

3項 中学校費では、平成22年度に実施した南北両中学校の校舎耐震補強工事費137,804千円などが減額となることから、平成23年度は、平成22年度と比較して143,738千円減となる39,339千円を計上しています。

4項 高等学校費では、平成22年度と比較して38,698千円増となる53,378千円を計上しています。増額となった要因は、鞍手町立<sup>ほうしょうかん</sup>豊翔館の校舎耐震補強工事費38,570千円などを計上したことによるものです。

12款 公債費は、735,741千円を計上しています。平成22年度当初予算に比べて943千円の減額になっています。

以上が、平成23年度の主要事業と歳出予算であります。

次に、歳入では、1款 町税は、平成22年度と比較して84,141千円減となる1610,737千円を計上しています。

日本全体では、景気が回復基調にあるといわれていますが、本町においては、その傾向はまだ見られず、依然、景気は低迷した状態にありますので、平成22年度当初予算より減額となっています。

税目別で申しますと、1項 町民税で642,143千円を計上しています。これは、平成22年度の723,026千円と比較して80,883千円の減額、率にして11.2%の減となっています。

個人町民税は、550,649千円を計上しています。これは平成22年度と比較して61,120千円の減額、率にして10.0%の減となっています。

法人町民税につきましても、景気の低迷が大きく影響し、平成23年度は、91,494千円を計上しています。これは、平成22年度と比較して19,763千円の減額で、率にして17.8%の減となっています。

町たばこ税につきましては、昨年10月から税率が引き上げられ、喫煙離れが懸念されましたが、本年度の収入が平成21年度とほぼ同額が見込まれることから、平成23年度におきましても、平成22年度と同額の110,000千円を計上しています。

次に、2款 地方譲与税は、74,000千円を計上しています。地方譲与税は、平成23年1月までの収入実績と平成23年度の地方財政計画を考慮し、地方揮発油譲与税については、平成22年度より80,000千円増となる14,000千円、自動車重量譲与税については、平成22年度と同額の60,000千円計上しています。

次に9款 地方特例交付金は、平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の軽減や税制改正に伴う減収の補填として交付されるものであり、平成23年度の地方財政計画においては1.2%、額にして4,500,000千円の増となっていますが、平成22年度と同額の20,000千円を計上しています。

次に10款 地方交付税は、平成22年度普通交付税は、昨年12月に追加交付もあり、2,010,625千円でした。

国の平成23年度地方財政計画における地方交付税総額は、平成22年度に比べ4千79

9億円、率にして2.8%増となる17兆3千734億円とされ、平成22年度と比べ増額となる要因があります。

しかし、交付税の算定基礎となる本町の人口が、平成22年度国勢調査において1万8千204人から1万7千95人となり、1千109人率にして6.1%減少したことに伴う減額の要因もあります。

また、平成23年度算出に伴う基準財政需要額及び基準財政収入額において未確定要素が多くありますので、普通交付税及び特別交付税いずれも平成22年度当初予算と同額の18億円と2億6千万円、合わせて20億6千万円を計上しています。

次に14款 国庫支出金は、平成22年度当初予算より1,164千円増の475,799千円を計上しています。

国庫支出金のうち1項 国庫負担金については、保育児童数の増に伴う児童福祉費負担金増や子ども手当の3歳未満2万円支給に伴う民生費国庫負担金増などにより56,160千円の増となっています。

次に15款 県支出金は、平成22年度当初予算より40,201千円増の420,679千円を計上しています。増額となった主な要因は、2項 県補助金において、重度障害者医療及び乳幼児医療に伴う給付増に伴う民生費県補助金で11,754千円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業などに伴う衛生費県補助金で10,712千円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業に伴う労働費県補助金が15,154千円の増となっていることによるものです。

しかし、3項 県委託金で、平成22年度実施されました国勢調査に伴う委託金8,247千円などが減額となり、県委託金全体では13,101千円が減額となっています。

次に、18款 繰入金は、平成23年度当初予算編成におきまして、厳しく歳出削減を行いました。なお不足する財源133,210千円については、財政調整基金から繰り入れることとしています。

また、その他高額療養費支払資金貸付基金などの繰入金2,003千円を含む135,212千円を計上しています。

次に19款 繰越金は、平成22年度と同額の35,000千円を計上しています。

次に20款 諸収入は、119,800千円を計上しています。これは、平成22年度より49,644千円少ない額となっています。減額となった主な要因は、福岡県産炭地域活性化基金からの収入が43,914千円減額になったことによるものです。

最後に21款 町債は、平成23年度、615,400千円を計上しています。増額となった要因は、平成22年度から過疎地域に指定されていますが、過疎債を当初予算から計上することとなるのは平成23年度からであり、その額は一般過疎債分が260,400千円、ソフト事業分である特別事業分が35,000千円 合計295,400千円を計上しているためです。

なお、平成23年度は退職手当債を借りないことから、平成22年度と比較して123,

900千円減額となるとともに、地方財政計画により国の臨時財政対策債の財源が約20%減額されることから、本町においても平成22年度確定額から約24%を減額した3億2千万円を計上しています。

これらにより町債全体で、平成22年度と比較して108,535千円の増額となっています。

以上が、平成23年度の歳入の主要項目と予算額です。

なお、これらの充当財源としましては、平成22年度性質別予算比較表を添付していますのでご参照願います。

また、予算総則としましては歳入歳出規模、地方債、一時借入金の最高限度額及び歳出予算の流用について、それぞれ提案し、関係書類を添付しています。

以上が、平成23年度予算の概要であります。

**○議長 日高 直幸君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第22 議案第22号から日程第27 議案第27号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

日程第22 議案第22号から日程第27 議案第27号までの6件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第22 議案第22号は、平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、厳しい社会情勢による所得の低迷に伴い、一般世帯が低所得者世帯に移行したため、一般被保険者高額療養費が増加している状況であります。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金など、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金などを主なものとして、関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,231,252千円といたしました。

以上が、議案第22号の概要であります。

次に、日程第23 議案第23号は、平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、歳入では、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金など、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などを主なものとして計上し、予算総額を、歳入歳出それぞれ216,329千円といたしております。

以上が、議案第23号の概要であります。

次に、日程第24 議案第24号は、平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算につきましては、貸付金の償還事務に係る経費等を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ383千円計上いたしております。

以上が、議案第24号の概要であります。

次に、日程第25 議案第25号は、平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、中山処理分区及び西川処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ754,771千円を計上いたしております。

以上が、議案第25号の概要であります。

次に、日程第26 議案第26号は、平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11箇所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ63,589千円計上いたしております。

以上が、議案第26号の概要であります。

次に日程第27 議案第27号は、平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ7,773千円計上いたしております。

以上が、議案第27号の概要であります。

以上、日程第22 議案第22号から 日程第27 議案第27号までの6件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第28 議案第28号から日程第30 議案第30号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 柴田 好輝君

日程第28 議案第28号から日程第30 議案第30号までの3件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第28 議案第28号は、平成23年度鞍手町水道事業会計予算であります。

平成23年度の水道事業に於ける業務の予定量は、給水戸数6,711戸、年間総給水量1,640,258<sup>m</sup>と、主要な建設改良事業としましては、浄水場改良事業を、平成22年度よりの継続事業として、整備を行います。

予算第3条 収益的収入及び支出では、事業収益292,404千円に対し、事業費用291,909千円で、差引495千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入790,993千円に対し、資本的支出892,222千円で、差引101,229千円の不足となりますが、不足額は、当年度分損益勘定保留資金及び建設改良積立金から補填することといたしております。

以上が、議案第28号の概要であります。

次に、日程第29 議案第29号は、平成23年度鞍手町病院事業会計予算であります。

平成23年度予算におきましては、企業として健全経営化に向け、人件費、必要経費等の節減など、経営安定に努力しながら編成いたしております。

予算第3条 収益的収入及び支出では、事業収益2,716,076千円に対し、事業費用2,713,918千円で差引2,158千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入160,973千円に対し資本的支出208,953千円で差引47,980千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、当初予算で総額の2分の1の計上を行い、後期分につきましては、今後の補正予算で計上する方針であります。

以上が、議案第29号の概要であります。

次に、日程第30 議案第30号は、平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算であります。

平成23年度予算におきましては、企業として健全経営化に向け、人件費、必要経費等の節減など、経営安定に努力しながら編成いたしております。

予算第3条 収益的収入及び支出では、事業収益347,512千円に対し、事業費用344,425千円で差引3,087千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入1千円に対し、資本的支出23,935千円で差引23,934千円の不足となりますが、不足額につきましては当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

以上が、議案第30号の概要であります。

以上、日程第28 議案第28号から日程第30 議案第30号までの3件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第31 発議第1号を議題とします。

香原 暹君に提案説明を求めます。

香原議員。

#### ○3番 香原 暹君

日程第31 発議第1号について提案説明を申し上げます。

日程第31 発議第1号は鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例であります。



ゴミの不法投棄問題は、多くの住民の関心事であり、悩みの種でもあります。また町にとりましても、その片付けには多くの予算を伴うことから、大変重大な問題であります。

ゴミの不法投棄問題は、環境の美化という観点からだけでなく、これを放置することで、ゴミぐらい捨てても構わないのではないかという安易な風潮を生み、子から孫へ助長再生産されることに繋がり、人間の倫理道德の向上という点からも、大きな弊害を生みやすい問題であります。

ゴミの不法投棄に関しては、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律にかなり重い刑罰規定があります。更には鞍手町も環境美化に関する条例では、ゴミの不法投棄は明確に禁止されています。しかしその実効性は必ずしも確保されていないのが現状であります。

そこで、環境美化に関する条例の実行性を確保するために、ゴミの不法投棄の他、放置車両等に関する規定を加え、併せて不法投棄に対する罰則規定を設けようとするものであります。

以上が、日程第31 発議第1号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしく願いいたします。

#### ○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時00分